

【国際第4委員会の活動のねらい】

法律・判例に記述されない、現地で起きている現象を把握し、
会員企業への情報発信、課題抽出、対策検討を行う



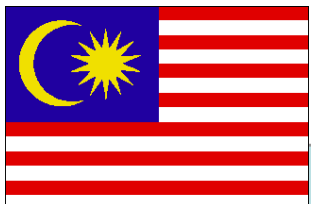
国際第4委員会担当地域



- 特許審査は対応外国結果を優先
対応外国がない時のみ独自で審査する
- 特許審査でUSEクレームが一切認められなくなった
- 実案は方法も保護対象。部分意匠制度の導入検討中
- エンフォースメントは裁判所より行政機関が主役
特許は科学技術省監査局、
商標は市場管理局、意匠は双方で対応



ベトナム科学技術省監査局にて



- 知財公社 (MyIPO) :
 - ・独立会計・人事でIP法的整備積極的
 - ・JPOとのPPH議論も開始、特許法改正準備中
 - ・意匠:新規性喪失の例外規定「公的な展示会」は適用範囲広く、申請により該当証明書
- 知財高裁は判事1名体制
知財関連民事訴訟の処理件数:71件/'12、35件/'13
- 行政機関の模倣品等取締りは強力に機能
意匠、特許を対象範囲にする予定なし



マレーシア消費者省法執行部にて



- USPTOとの相互間PPHを日本も含めた
グローバルPPHに拡大(2014.1.6～)
- 2013年特許法改正に基づく手続き負荷の懸念
 - ①審査請求指令後の対応(6ヶ月⇒2ヶ月)
 - ②First OA後のアクセプタンス期間(21ヶ月⇒12ヶ月)
- 裁判所はADRを積極活用(全体の約75%)
- 最高裁判決により、
ヒトの治療方法、遺伝子は特許保護対象に



オーストラリア特許庁にて